

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年6月25日
【届出者の氏名又は名称】	ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門五丁目1番4号
【電話番号】	03 - 4577 - 8400
【事務連絡者氏名】	代表取締役 坂本 篤彦
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社 (東京都港区虎ノ門五丁目1番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、ビー・エックス・ジェイ・シー・ツー・ホールディング株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、インフォコム株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- (注6) 本書中の記載において、日数又は日時に記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注7) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)又は第14条(d)及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。
- (注8) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注9) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

- (注10) 公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人(それらの関連会社を含みます。)は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法制上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法規則第14e-5条(b)の要件に従い、対象者の普通株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け等又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者の英語ウェブサイト(又はその他の開示方法)においても開示が行われます。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が2024年6月19日付で提出した公開買付届出書につきまして、対象者が2024年6月25日付で、事業年度第42期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、記載事項の一部を訂正するとともに、当該有価証券報告書を新たに添付書類とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

公開買付届出書

第2 公開買付者の状況

1 会社の場合

(3) 継続開示会社たる公開買付者に関する事項

公開買付者が提出した書類

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

有価証券報告書及びその添付書類

四半期報告書又は半期報告書

6 その他

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

公開買付届出書

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

(訂正前)

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

ハ【訂正報告書】

(訂正後)

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ【半期報告書】

ハ【訂正報告書】

第5【対象者の状況】

4【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1)【対象者が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第40期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 2022年6月15日 関東財務局長に提出

事業年度 第41期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日 関東財務局長に提出予定

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第42期第3四半期(自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) 2024年2月9日 関東財務局長に提出

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第41期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日) 2023年6月14日 関東財務局長に提出

事業年度 第42期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

該当事項はありません。

6【その他】

(訂正前)

(1)「2025年3月期の剰余金の配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表
<中略>

(2)「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表

対象者は、2024年4月25日、対象者決算短信を公表しており、当該公表の概要は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとことです。以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

損益の状況(連結)

決算年月	2024年3月期
売上高	84,453百万円
売上原価	44,282百万円
販売費及び一般管理費	30,386百万円
営業外収益	121百万円
営業外費用	13百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,609百万円

1株当たりの状況(連結)

決算年月	2024年3月期
1株当たり当期純利益	120.50円
1株当たり配当額	45.00円
1株当たり純資産額	888.43円

(訂正後)

(1)「2025年3月期の剰余金の配当予想の修正(無配)及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」の公表
<後略>

公開買付届出書の添付書類

対象者が2024年6月25日付で事業年度第42期(自2023年4月1日至2024年3月31日)に係る有価証券報告書を関東財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本書に添付いたします。